

省エネ促進税制の廃止に関するQ&A(1)

No	質 問	回 答
1	今回の税制改正（省エネ促進税制の廃止）により何が変わるのか。	廃止にあたって、以下2点の変更があります。 ①税制の対象期間が令和4年3月31日から令和3年3月31日となります。したがって、令和3年4月1日以後に、取得等をし、事業の用に供した設備は省エネ促進税制の適用が受けられません。 ②令和3年3月31日までに経済産業局等から確認書の交付を受けている場合には、経過措置により、令和4年3月31日までに、取得等をし、事業の用に供した設備については、従前どおり税制の適用が受けられますので、令和3年度に省エネ促進税制の適用を受ける場合には、令和3年3月31日までに確認書の交付を受ける必要があります。
2	令和3年度に設備取得等を予定し、既に経済産業局等から確認書の交付を受けているが、何か追加の手続きはあるのか。	追加の手続きはありません。 令和3年3月31日までに経済産業局等から確認書の交付を受けている場合には、経過措置により、令和4年3月31日までに、取得等をし、事業の用に供した設備については、従前どおり省エネ促進税制の適用が受けられます。
3	令和3年度に確認申請書を提出する場合は、税制適用が受けられるのか。	受けられません。 省エネ促進税制の適用を受けようとする場合、令和3年3月31日までに経済産業局等から確認書の交付を受ける必要があります。
4	令和3年3月31日までに、経済産業局等から確認書の交付を受けたいと考えているが、今から確認申請書を提出することは可能か。	可能です。 ただし、確認申請書をご提出後、経済産業局等から確認書を交付するまで1ヶ月程度の時間を要します。この点に留意して、早めに手続きを行ってください。

省エネ促進税制の廃止に関するQ&A(2)

No	質 問	回 答
5	2年連続Sクラスの特定事業者等が対象とあるが、どの年度に提出した定期報告書の評価で判断するのか。	<p>平成30年度及び令和元年度に提出した定期報告書に基づく「事業者クラス分け評価制度」の評価がいずれもSクラスであった特定事業者等が要件となります。クラス分け評価結果については、下記をご参照下さい。 【省エネポータルサイト（クラス分け評価結果（Sクラス公表））】 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/institution/index.html 【令和元年度定期報告書提出分】 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/classify/xlsx/r1_classify.xlsx</p>
6	平成30年度にAクラス、令和元年度にSクラスの特定事業者です。仮に令和2年度提出分でSクラスになった場合、令和3年度に申請・設備取得等を行う予定だったが、この場合はどうなるのか。	<p>廃止にあたって、令和3年度に設備取得等する場合には、経過措置の要件である令和3年3月31日までに経済産業局等から確認書の交付を受ける必要があります。平成30年度にAクラスである場合は、令和2年度において、2年連続Sクラスの特定事業者等に該当しないため、省エネ促進税制の適用を受けることは出来ません。 なお、省エネ関連設備は、以下の税制でも適用を受けることが出来る可能性がありますので、ご検討下さい。 ※省エネ投資促進税制と異なる各税制の対象要件（事業計画の認定等）を満たす必要がありますので、ご留意下さい。</p> <ol style="list-style-type: none">①カーボンニュートラルに向けた投資促進税制（新設）②地域未来投資促進税制 https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html③中小企業投資促進税制 https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2014/tyuusyoutokigyoutousisokusinzeisei.htm④中小企業経営強化税制 https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html

省エネ促進税制の廃止に関するQ&A(3)

No	質 問	回 答
7	省エネ税制の申請方法について知りたい。	<p>省エネ促進税制のHPもしくは、確認申請書の手引きをご参照下さい。</p> <p>【省エネ促進税制HP】 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/information/180323a/</p> <p>【確認申請の手引き】 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/information/180323a/pdf/guidance.pdf</p>
8	廃止にあたって、実績報告書の提出について、変更点はあるのか。	<p>変更点はありません。 確認申請書に記載された全ての設備等を取得等した日又は確認書交付日のいずれか遅い日から90日以内に、所定の様式に従って作成し、経済産業局等にご提出下さい。</p>

連携省エネ税制・荷主連携省エネ税制の廃止に関するQ&A(1)

No	質 問	回 答
1	今回の税制改正（連携省エネ税制及び荷主連携省エネ税制の廃止）により何が変わるのか。	<p>廃止にあたって、以下の2点変更があります。</p> <p>①税制の対象期間が令和4年3月31日から令和3年3月31日となります。したがって、令和3年4月1日以後に、取得等をし、事業の用に供した設備は連携省エネ税制又は荷主連携省エネ税制の適用が受けられません。</p> <p>②令和3年3月31日までに経済産業局等から連携省エネルギー計画又は荷主連携省エネルギー計画について認定書の交付を受けている場合には、経過措置により、令和4年3月31日までに取得等をし、事業の用に供した設備については、従前どおり税制の適用が受けられますので、令和3年度に連携省エネ税制又は荷主連携省エネ税制の適用を受ける場合には、令和3年3月31日までに認定書の交付を受ける必要があります。</p>
2	令和3年度に設備取得等を予定し、既に経済産業局等から認定書の交付を受けているが、何か追加の手続きはあるのか。	<p>追加の手続きはありません。</p> <p>令和3年3月31日までに経済産業局等から認定書の交付を受けている場合には、経過措置により、令和4年3月31日までに取得等をし、事業の用に供した設備については、従前どおり連携省エネ税制又は荷主連携省エネ税制の適用が受けられます。</p>
3	令和3年度に連携省エネルギー計画又は荷主連携省エネルギー計画を提出する場合は、税制適用が受けられるのか。	<p>受けられません。</p> <p>廃止にあたって、令和3年3月31日までに経済産業局等から連携省エネルギー計画又は荷主連携省エネルギー計画について認定書の交付を受ける必要があります。</p> <p>なお、本税制は廃止となりますが、連携省エネルギー計画及び連携荷主省エネルギー計画の制度は変更なく、継続します。</p>

連携省エネ税制・荷主連携省エネ税制の廃止に関するQ&A(2)

No	質 問	回 答
4	令和3年3月31日までに、経済産業局等から認定を受けたいと考えているが、今から連携省エネルギー計画を提出することは可能か。	可能です。 ただし、連携省エネルギー計画をご提出後、経済産業局等から認定書を交付するまで1ヶ月程度の時間を要します。この点に留意して、早めに手続きを行ってください。
5	連携省エネ税制の申請方法について知りたい。	連携省エネ税制のHPをご参照下さい。 【連携省エネ税制HP】 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/support/index03_01.html
6	連携省エネルギー計画の申請方法について知りたい。	連携省エネルギー計画のHPもしくは、作成の手引きをご参照下さい。 【省エネポータルサイト（連携省エネルギー計画）】 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/amendment/index.html#h3_a01 【連携省エネルギー計画作成の手引き】 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/pdf/renkei-tebiki.pdf